

資格・総合



石田聖一氏

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものほんの一端ではあります。ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ 자체が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。（二）では、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声をご紹します。

私は今まで個人宅の売買を中心取り扱つてまいりました。現在は、以前に比べ離婚や兄弟間の少額での紛争が多くなってきたように感じております。そしてこのような際に裁判まではしたくないという方が多いのではないかと思います。微力ながら世の中の役に立つのであればと考え、調停人候補者となりました。

感想

ADRについて、私が考えるところとしましては、トラブルがあった際にも裁判となると余計に関係性が悪くなるため、二の足を踏んでしまう方が多いかと思います。ADRはそのような考え方の方にとっては、最良の場であると感じております。

【調停人候補者】

石田 聖一 氏

株式会社ハイコム 不動産事業部 執行役員 (熊本巿中央区)



事務所外観

37

街の不動産トラブルを解決する
調停人候補者紹介

「未来志向」多く

など考えています。

ちなみに、ADRという解決方法を選択する方は、「未来志向」であるケースが多い

という印象があります。つまり、抱えることになつてしまつたトラブルを迅速に解決

し、新しいスタートを切りた

いと考えているのです。だか

らこそ、今後の自分自身の人

生への影響を最小限にするた

めにも、相手方との妥協点を

うまく見つけ出し、穩便に済

ませたいと思うのではなく

しっかりと見つけておきま

るところとしましては、トラ

ブルがあった際にも裁判とな

るといふべきで、ADRはそのよ

うな考え方の方に

とっては、最良の場であると

感じております。

また、公開されることなく

価値で解決できる可能性が高

いのがADRです。離婚や相

続など、不動産に関わるトラン

クでは表立つて争うことによ

り、まだまだこの手法を知らない方も多いの

で、引き続き、広めていけれ

DRは「対話促進型」と言わ
れるものであり、調停人に

は、当事者双方に寄り添うこ
とが求められます。互いの主

張に先入観を持たずに向き合

い、当事者が納得する妥当な

着地点を根気強く探るといふ

姿勢で取り組む必要がありま

す。

話し合いが煮詰まり進展が

見えづらくなつた段階では、

自分自身の考え方や価値観を踏

まえて今後の方針を提案しま

す。（二）で役に立つのは、調

停人候補者自身が今まで培つ

てきた専門知識や業務経験な

です。